

「地域の子ども」・「職員等の子どもや家族」を応援！



北海道 家庭教育サポート企業等制度

企業等



道教委

家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と協定を締結し、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図るための制度です。

Q1：企業等とはどんな取組をすれば良いの？

取組1 職場の子育て環境づくり	職員に対して、家庭教育に関する 職場研修 を実施 職場内に、家庭教育に関する 資料等を掲示
取組2 職場見学・体験の実施	子どもや親子を対象とした 職場見学 や 職場体験 を実施 学校が行う インターンシップ や職場見学の受け入れ
取組3 地域行事への協力	子どもが参加する 地域行事 の企画・運営等に、物的・人的 支援 学校の授業 ・PTA行事・施設整備等に、物的・人的 支援
取組4 学校行事への参加促進	参観日や運動会等の 学校行事に参加しやすい ように、職員への声掛けや休暇取得の促進
取組5 生活リズム向上の取組	「 早寝早起き朝ごはん 」等、生活リズム向上・定着の働きかけ 子どもの 読書 や 運動習慣 について推進されるような取組や支援
取組6 「道民家庭の日」等の普及	「 道民家庭の日 」（毎月第3日曜日）や「 北海道教育の日 」（11月1日）の普及（ポスターの掲示やリーフレットの設置等）

※取組1～4のうちから1つ以上、取組5～6のうちから1つ以上、計2つ以上の取組を行います。

Q2：生活リズムの向上の取組って何をすればよいの？

子どものいる職員や地域住民に向けて、「早寝早起き朝ごはん」の推進などについての働きかけや協定締結時にお渡しする啓発ポスターやリーフレットを職員やお客さん、地域の皆さんの目につくところに掲示したり、持ち帰ってもらえるようにしたりすることも活動の一つです。

Q3：子どものいる職員はいないけど、大丈夫？

子どもや親子が参加する地域のイベントや祭典、学校が行う授業（職場見学・体験含む）や行事への協力、職員が子ども会や少年団、部活動の指導者としての活動をするを推進している場合やこれらをこれから取組もうという意欲や計画がある場合、取組2または取組3に該当します。

また、「早寝早起き朝ごはん運動」などは、職員に子どもがいる・いないに関わらず、社会全体で機運を高めていくことが必要です。

Q4：地域活動の際に広報などに「北海道家庭教育サポート企業」と記載して大丈夫？

ぜひ、お願いします。【例1】「北海道教育委員会 北海道家庭教育サポート企業」（株）●●建設

【例2】△△電気（R6年北海道家庭教育サポート企業等制度締結）